

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則……………（障がい者保健福祉課）	69
告 示	
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	70
○土地改良法による道営換地処分……………（農業施設管理課）	70
○道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課）	70
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	70
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	71
○道路の供用の開始……………（道路課）	72
○土砂災害警戒区域の指定……………（砂防災害課）	72
支 庁 告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	72
道教育庁後志教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	73
規 則	
身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成22年2月23日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第7号	
身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 身体障害者福祉法施行細則（昭和34年北海道規則第83号）の一部を次のように改正する。 別記第4号様式に次の1事項を加える。 肝臓の機能障害の状態及び所見	
1 肝臓機能障害の重症度	
検査日（第1回）	検査日（第2回）

	年 月 日		年 月 日	
	状態	点数	状態	点数
肝性脳症	なし・Ⅰ・Ⅱ Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ		なし・Ⅰ・Ⅱ Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ	
腹水	なし・軽度 中程度以上		なし・軽度 中程度以上	
	おおむね ℓ		おおむね ℓ	
血清アルブミン値	g / dl		g / dl	
プロトロンビン時間	%		%	
血清総ビリルビン値	mg / dl		mg / dl	

合計点数	点	点
3点項目の有無 (血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値)	有 ・ 無	有 ・ 無

注1 90日以上180日以内の間隔をおいて実施した連続する2回の診断・検査結果を記入すること。

注2 点数は、Child-Pugh 分類による点数を記入すること。

〈Child-Pugh 分類〉

	1 点	2 点	3 点
肝性脳症	なし	軽度（Ⅰ・Ⅱ）	昏睡（Ⅲ以上）
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5 g / dl 超	2.8～3.5 g / dl	2.8 g / dl 未満
プロトロンビン時間	70% 超	40～70%	40% 未満
血清総ビリルビン値	2.0 mg / dl 未満	2.0～3.0 mg / dl	3.0 mg / dl 超

注3 肝性脳症の昏睡度分類は、犬山シンポジウム（1981年）による。

注4 腹水は、原則として超音波検査、体重の増減及び穿刺による排出量を勘案して見込まれる量がおおむね1リットル以上を軽度、3リットル以上を中程度以上とするが、小児等の体重がおおむね40キログラム以下の者については、薬剤によるコントロールが可能なものを軽度、薬剤によってコントロールできないものを中程度以上とする。

2 障害の変動に関する因子

	第 1 回検査	第 2 回検査
180日以上アルコールを摂取していない	○ ・ ×	○ ・ ×
改善の可能性のある積極的治療を実施	○ ・ ×	○ ・ ×

3 肝臓移植

肝臓移植の実施	有 ・ 無	実施年月日	年 月 日
抗免疫療法の実施	有 ・ 無		

注 5 肝臓移植を行った者であって、抗免疫療法を実施している者は、1、2 及び 4 の記載は省略可能である。

4 補完的な肝機能診断、症状に影響する病歴及び日常生活活動の制限

補完的な肝機能診断	血清総ビリルビン値5.0mg／dl以上		有 ・ 無
	検査日	年 月 日	
	血中アンモニア濃度150μg／dl以上		有 ・ 無
	検査日	年 月 日	
	血小板数50,000／mm ³ 以下		有 ・ 無
検査日	年 月 日		
症状に影響する病歴	原発性肝がん治療の既往		有 ・ 無
	確定診断日	年 月 日	
	特発性細菌性腹膜炎治療の既往		有 ・ 無
	確定診断日	年 月 日	
	胃食道静脈 瘤 治療の既往		有 ・ 無
	確定診断日	年 月 日	
	現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染		有 ・ 無
最終確認日	年 月 日		
日常生活活動の制限	1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月7日以上ある		有 ・ 無
	1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の吐き気が月に7日以上ある		有 ・ 無

	有痛性筋けいれんが 1 日に 1 回以上ある	有 ・ 無
該当個数		個
補完的な肝機能診断又は症状に影響する病歴の有無		有 ・ 無

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

告 示

北海道告示第120号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3 第 1 項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成22年 2 月24日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成22年 2 月23日

北海道知事 高 橋 はるみ
地 区 名 事 業 の 種 類 縦 覧 場 所
ほたるの里 中山間地域総合整備（農業用排水施設、区画整理、客土、暗きょ排水） 北海道後志支庁
礼 作 別 畑地帯総合整備 [担い手支援型（単独土層改良）]（土層改良、暗きょ排水） 北海道十勝支庁

北海道告示第121号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2 第 9 項の規定により、新篠津村袋達布地区の換地処分をした。

平成22年 2 月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第122号

道営土地改良（釧路西地区広域営農団地農道整備）事業の工事を平成21年 3 月19日に完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2 第 3 項の規定により公告する。

平成22年 2 月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第123号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成22年2月23日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 爾志郡乙部町字花磯1036地先（次の図に示す部分に限る。）、1036、1037
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道檜山支庁産業振興部林務課及び乙部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第124号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成22年2月23日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 名寄市（国有林。次の図に示す部分に限る。）名寄市・中川郡美深町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 名寄市・美深町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 富良野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、富良野市・中川郡美深町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 富良野市・美深町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 空知郡中富良野町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 利尻郡利尻富士町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部

林務局治山課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成22年 2 月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 函 館 上 磯 線	函館市亀田本町111番 6 地先から同市 亀田本町111番 6 地先まで	平成22. 2.24
道道 八雲厚沢部線	二海郡八雲町下の湯235番 1 地先から 同郡八雲町上の湯92番 1 地先まで	平成22. 2.23

北海道告示第126号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成22年 2 月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域の箇所番号
大淵 1 の沢川（ I－24－0950）
- 2 土砂災害警戒区域の表示
檜山郡江差町字大淵町（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を北海道函館土木現業所及び江差町役場に備え置いて縦覧に供する。）

支 庁 告 示

北海道十勝支庁告示第32号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成22年 2 月23日

北海道十勝支庁長 竹 林 孝

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 複写機の賃貸借その 1

- (ア) 複写機の賃貸借 一式（1 台分に係る 1 月当たりの単価及び 1 枚当たりの単価）
(イ) 調達台数及び調達予定数量
3 台 8,000枚（1 台 1 月当たり）

イ 複写機の賃貸借その 2

- (ア) 複写機の賃貸借 一式（1 台分に係る 1 月当たりの単価及び 1 枚当たりの単価）
(イ) 調達台数及び調達予定数量
4 台 8,000枚（1 台 1 月当たり）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契 約 期 間 平成22年 4 月28日から平成27年 4 月27日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成21年北海道告示第 8 号又は平成22年北海道告示第23号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより 2 の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成22年 2 月23日から同年 3 月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080－8588 帯広市東 3 条南 3 丁目
北海道十勝支庁地域振興部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道十勝支庁地域振興部総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝合同庁舎4階A会議室 (送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁地域振興部総務課) (2) 入札日時 平成22年3月26日(金)午後2時(送付による場合は、同月25日必着) (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による 7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の告示 平成21年8月11日付け北海道十勝支庁告示第86号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道十勝支庁のホームページ入札等の情報(http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/kki/kaikai/nyusatu-info.htm)においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 すべての入札金額(単価)が、北海道財務規則(昭和45年北海道規則30号)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内である入札(有効な入札に限る。)をした者のうち入札書記載の入札総価格(各入札金額(単価)にそれぞれ予定数量を乗じて得た額の合計額)が最低の価格である者を落札者とする。 10 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道十勝支庁地域振興部総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 電話番号 0155-27-8508 11 Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : a. Lease of copy machine 3, No. 1 : 1 set b. Lease of copy machine 4, No. 2 : 1 set B. Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., March 26, 2010 (Mailed bids, must arrive no later than March 25, 2010) C. Contact : Administrative Division, Department of Regional Promotion, Tokachi Subprefectural Office, Hokkaido Government, Minami 3, Higasi 3, Obihiro, Hokkaido, 080-8588 Japan Phone : 0155-27-8508 道教育庁後志教育局告示 北海道教育庁後志教育局告示第24号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成22年2月23日 北海道教育庁後志教育局長 下 道 一 廣 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ 一式 10台 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 納入期限 平成22年3月31日 (4) 納入場所 入札説明書による 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成21年北海道告示第8号又は平成22年北海道告示23号に規定する物品の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明し
---	--

た者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成22年2月23日から同年3月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁後志教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎2階4号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局企画総務課）

- (2) 入 札 日 時 平成22年3月19日（金）午後2時（送付による場合は、同月18日（木）までに必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成21年12月25日付け北海道教育庁後志教育局告示第22号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（shirikyo.somu1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局企画総務課

- (2) 所 在 地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

電話番号 0136-23-1976

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured : Personal computer 10 set

B. Bid tendering date and time : 2:00 P.M., March 19, 2010.

(If mailed, bids arrive no later than March 18, 2010.)

C. Contact : Shiribeshi District Office, Hokkaido Board of Education, kita 1, higashi 2,

Kuchan-Town, abuta-gun, Hokkaido, 044-8544 Japan

Phone : 0136-23-1976